

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年11月7日

鳥取県立総合療育センター 院長 汐田 まどか

1 業務概要

- (1) 業 務 名 鳥取県立総合療育センター院内保育施設運営業務
- (2) 業務内容 鳥取県立総合療育センター職員の乳幼児を対象とした保育所の運営全般
- (3) 業務期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
なお、契約締結日から令和7年3月31日までは準備期間とする。
- (4) 業務場所 米子市上福原七丁目13番3号 鳥取県立総合療育センター
- (5) 予 算 額 60,588千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「その他」に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年11月13日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより3の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに3の（2）の場所に必ず連絡すること。
- (3) 令和6年11月7日（木）から同年12月5日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 令和6年11月7日（木）から同年12月5日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人でないこと。
- (5) 令和6年11月7日現在で他の病院施設等において院内保育の運営実績が3年以上あり、現在も継続していること。
- (6) 基準に合う職員配置と運営に基づき、充実した保育を実施していくことが可能であること。

3 手続き等

- (1) 公募型プロポーザルに関する書類の提出先及び問合せ先
〒683-0004 米子市上福原七丁目13番3号
鳥取県立総合療育センター事務部
電 話 0859-38-2155
ファクシミリ 0859-38-2156
メールアドレス sogoryoikucenter@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電 話 0857-26-7431

(3) 鳥取県立総合療育センター院内保育施設運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付

実施要領は、令和6年11月7日（木）から同年12月5日（木）までの間に鳥取県立総合療育センターホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>）から入手することとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

令和6年11月7日（木）から同年12月5日（木）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

（1）に同じ

(4) 現地見学会

ア 令和6年11月25日（月）まで、随時、実施する。

イ 申し込み方法

現地見学を希望する旨並びに団体等の名称、代表者名及び参加者名（1法人あたり3名以内）見学希望日時を記載の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、3（1）の場所に申し込むこと。

(5) 参加の意向

この公募型プロポーザルに参加する意向のある者は、令和6年11月28日（木）までに実施要領別添3「参加意向確認書」を（1）の場所に電話連絡の上、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。

(6) 企画提案書の提出

ア 提出先

3（1）に同じ

イ 提出期間及び時間

令和6年11月7日（木）から令和6年12月5日（木）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午後5時15分までとし、送付による場合は、同月5日（木）午後5時15分までに必着とする。

ウ 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（「親展」及び「鳥取県立総合療育センター保育施設運営委託企画提案書在中」と明記すること。）によること。

(7) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

実施要領に係る質問は、令和6年11月18日（月）午後5時15分までに文書にて提出（郵送、ファクシミリ又は電子メールによること、その場合必ず3（1）にその旨電話連絡すること。）すること。（様式自由）

イ 回答

回答は、令和6年11月22日（金）までに鳥取県立総合療育センターのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>）においてまとめて閲覧に供する。

なお、回答した内容は実施要領と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

(8) プレゼンテーションの実施

受託候補者の選定に当たっては、参加資格等を審査した後、プレゼンテーションにより審査を行う。なお、プレゼンテーションの日時（令和6年12月12日予定）、場所、実施方法等は、提案者に別途通知する。

プレゼンテーションは、1者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑10分）とする。

4 評価方法及び選定方法

学識経験者、利用者代表等からなる鳥取県立総合療育センター院内保育施設運営業務委託者選

定プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションを、実施要領に示す選定基準に基づいて評価を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。なお、同点となり最優秀提案候補者が複数存在する場合は、審査会の協議によって最優秀提案者を決定する。

また、最優秀提案者以外の者についても総合得点順に順位付けを行う。

5 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた点数の上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

6 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がされた企画提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ センターは提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 情報公開の取扱い

提案者は、提案書が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出するものとする。

(5) 契約の解除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、本県が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を本県に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア) から(カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (6) その他詳細は、実施要領による。